

別表第三十三号(第136条第2項第1号関係)

事業計画書	
長 辺	(別紙)
	☐ (1) 役員等に関する事項
	☐ (2) 放送番組の編集の基準
	☐ (3) 放送番組の編集に関する基本計画
	☐ (4) 週間放送番組の編集に関する事項
	☐ (5) 放送番組の審議機関に関する事項
	☐ (6) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
	☐ (7) 一般放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要
短 辺 (日本産業規格A列4番によること。)	

注1 別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

提出する書類	備 考
(1)	(注) 法第8条に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う一般放送の業務の場合は、提出を要しない。
(2) (注)	
(3) (注)	
(4)	
(5) (注)	
(6)	
(7)	

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注の表の区分に従つて該当する事項にレ印を付けること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。(申請者が団体であるときはこれに準ずること。)

ふりがな 氏名	住 所	役 名	担 当 部 門	兼 職	備 考

(注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注3) 兼職の欄は、放送業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注2)に準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 予定のものについてはその旨

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(2) 別紙(2)は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

(3) 別紙(3)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案をテ

レビジョン放送、ラジオ放送及びその他のものに区分して記載すること。

(注1) 同時再放送に係るものについては、記載を要しない。

(注2) 有料の一般放送を行う場合は、その旨を記載すること。

(注3) 対象とする受信者層を限定するための具体的措置を講じる場合は、その措置について記載すること。

- (4) 別紙(4)は、放送番組表(同時再放送に係るものである場合を除く。)、他から供給を受ける放送番組の時間等及び同時再放送を行う放送番組について、次のア、イ及びウの様式によりそれぞれ記載すること。

ア 放送番組表

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
計	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
合 計	時間 分(%)				備考		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注3) 有料の一般放送を行う事業者の場合は、合計欄内にその放送に係る放送時間及び比率を()で再掲すること。

イ 他から供給を受ける放送番組の時間等

供給者名	1週間の放送時間	供給に関する協定等の有無
	時間 分 計	
合 計	時間 分(%)	

(注1) 供給者名の欄は、アの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者等の種別に応じて記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の比率を掲載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 有料の一般放送の場合は、その放送時間をそれぞれ該当する欄内に()で再掲すること。

ウ 同時再放送を行う放送番組

放送番組	備 考

--	--

(注1) 放送番組の欄は、「NHK(何)テレビジョン放送局(総合)の放送の同時再放送」のように記載すること。

(注2) 備考の欄は、ヘッドエンドの出力端子における搬送波の周波数を記載すること。

(注3) 再放送に係る同意を得ている場合はその同意書の写しを、同意を得ていない場合は当該同意を得る見込みがあること等を記載した書面をそれぞれ添付すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

ふりがな	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員の氏名					
委員総数	人				

(注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 他の一般放送事業者に係る審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

イ 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(6) 別紙(6)は、次により記載すること。

ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限等について併せて記載すること。

イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。

(7) 別紙(7)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金(A)	事業の概要	出資の額(B)	出資の比率 (B) / (A) × 100	備考
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

イ 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(8) 別紙に使用する様式の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。